

日本病院薬剤師会

病院実務実習評価原案_H29 日病薬版 改定

(1) 【②臨床における心構え】

	現行	改定後（平成 30 年 2 月 10 日～）
観点	生命の尊厳と薬剤師の社会的使命及び社会的責任	生命の尊厳と薬剤師の社会的使命及び社会的責任
アウトカム	生命の尊厳と薬剤師の社会的使命を自覚し、倫理的行動をする。 医療関係法規を遵守して、薬剤師としての責任を自覚する。	生命の尊厳と薬剤師の社会的使命を自覚し、倫理的行動をする。 医療関係法規を遵守して、薬剤師としての責任を自覚する。
4	患者・生活者に寄り添い、患者・生活者の利益と安全を最優先して行動する。医療の中で薬剤師に求められる責任を自覚し、自らを律して行動する。さらなる患者ケアの向上に向けた自己啓発を行う。	患者・生活者に寄り添い、患者・生活者の利益と安全を最優先して行動する。医療の中で薬剤師に求められる責任を自覚し、自らを律して行動する。さらなる患者ケアの向上に向けた自己啓発を行う。
3	患者・生活者の視点に立つ。日常の学びを振り返り記録し、省察する。 <u>医療に従事する者として、自らの体調管理に努める。</u>	患者・生活者の視点に立つ。日常の学びを振り返り記録し、省察する。
2	生命の尊厳を意識し、他者の人権を尊重する。 薬剤師としての義務及び法令を遵守する。患者・生活者のプライバシーを保護する。	生命の尊厳を意識し、他者の人権を尊重する。 薬剤師としての義務及び法令を遵守する。患者・生活者のプライバシーを保護する。
1	薬剤師としての義務及び個人情報保護に関して <u>知識はあるが、日常のなかで遵守が不十分である。</u> <u>体調管理が不十分である。</u>	薬剤師としての義務及び個人情報保護に関して <u>留意している。</u>

(2) 【②処方せんと疑義照会】

	現行	改定後（平成 30 年 2 月 10 日～）
アウトカム	<p>処方監査と疑義照会を実践する。</p> <p>処方監査：患者情報と医薬品情報に基づき、処方の妥当性、適切性を判断する。</p> <p>疑義照会：必要に応じて、疑義照会の必要性を判断し、適切なコミュニケーションのもと実施し、記録し、次に活かす。最終的には、医師の処方行動に変容をもたらす。</p>	<p>処方監査と疑義照会を実践する。</p> <p>処方監査：患者情報と医薬品情報に基づき、処方の妥当性、適切性を判断する。</p> <p>疑義照会：必要に応じて、疑義照会の必要性を判断し、適切なコミュニケーションのもと実施し、記録し、次に活かす。最終的には、医師の処方行動に変容をもたらす。</p>
4	薬物療法におけるアウトカムを達成するために、疑義照会とともに的確な処方提案をする。	<u>明らかな疑義が無くとも患者情報などを判断し、より良い処方を提案する。</u>
3	患者情報と処方されている医薬品の基本的な医薬品情報に基づき、処方の妥当性を判断する。必要に応じて、疑義照会を適切に行うと共に、チーム内で情報を共有する。疑義照会の必要性に気づき、実践し、その内容を適切に記録する。	<u>患者情報や医薬品の情報を考慮して疑義照会を適切に行い、代替案を提示する。</u>
2	<p>処方箋の基本的な不備を指摘し、処方箋に従って調剤する。</p> <p>※患者情報とは、④患者対応及び薬物療法の実践①患者情報の把握に基づく</p> <p>※医薬品情報とは、薬物療法の実践②医薬品情報の収集と活用に基づく</p>	<p><u>医薬品の基本的な情報に基づき、処方に対する疑義の有無を判断する。</u></p> <p>※患者情報とは、④患者対応及び薬物療法の実践①患者情報の把握に基づく</p> <p>※医薬品情報とは、(3)薬物療法の実践②医薬品情報の収集と活用に基づく</p>
1	処方箋とおりに調剤する。	<u>処方箋の形式上の不備が無いか確認し、処方箋に従って調剤する。</u>
解説		<p>全体：処方監査は調剤室で行うことに限らず、病棟等で行うことも含む。</p> <p>レベル4：薬剤師が病棟で活動する事により、処方監査は病棟でも行われるようになった。その際、薬剤師の気づきにより、患者の状態に合わせた一包化や剤形変更等、患者個別のニーズに合わせた調剤が実現している。従って、ここでの評価レベル4は、病棟実習を経験した後でないとは到達できない内容としている。</p>

(2) 【③処方せんに基づく医薬品の調製】

	現行	改定後（平成 30 年 2 月 10 日～）
観点	処方せんに基づく医薬品の調製	処方せんに基づく医薬品の調製
アウトカム	監査結果に基づき適正な医薬品調製を実践する。	監査結果に基づき適正な医薬品調製を実践する。
4	監査・調剤において、特別な注意を要する医薬品を確認し、その適切な取り扱いを行う。調剤業務の中で調製された薬剤の監査を行い、間違いがあれば指摘する。	監査・調剤において、特別な注意を要する医薬品を確認し、その適切な取り扱いを行う。調剤業務の中で調製された薬剤の監査を行い、間違いがあれば指摘する。
3	<u>注射処方せんに従って、無菌的混合操作を実施する。</u> <u>抗がん剤調製において、ケミカルハザード回避操作を適切に実施する。</u> <u>(主に、病院実習において評価)</u>	抗がん剤調製と無菌調製の違いを理解し、適切に実施する。
2	<u>計数・計量調剤（散剤、水剤、軟膏など）を正確に行う。</u> 一包化、錠剤等の粉砕、適切な賦形等、工夫を必要とする調剤について、適切に実施する <u>と共に、その理由を説明する。</u>	一包化、錠剤等の粉砕、適切な賦形等、工夫を必要とする調剤について、適切に実施する。
1	計数・計量調剤が不十分である。 ケミカルハザード対象薬の理解が不十分である。	計数・計量調剤 <u>(散剤、水剤、軟膏、注射剤など) を正確に行う。</u>

(2) 【④患者・来局者対応、服薬指導、患者教育】

	現行	改定後（平成 30 年 2 月 10 日～）
観点	患者・来局者対応、情報提供・教育	患者・来局者対応、情報提供・教育
アウトカム	患者からの情報収集、情報提供及び <u>患者</u> 教育を実践する。	患者からの情報収集、 <u>患者への</u> 情報提供及び教育を実践する。
4	<u>患者の薬物療法のアウトカムを達成するために必要な情報を的確に判断し、患者から情報収集する。患者のニーズを的確に判断し、それを盛り込んだ情報提供及び教育を行う。</u>	<u>患者の問題点を見出し、解決するための服薬指導や教育を行う。</u>
3	<u>患者の病態や状況、高齢者、妊婦・授乳婦、小児、障害を持った方などに適切に配慮し、情報を収集する。</u> <u>医薬品を安全かつ有効に使用するための情報を種々のツールを用いて患者に提供する。指導、教育内容を適切に記録する。</u> <u>患者の理解度を確認しながら情報提供を行う。</u>	<u>患者の理解度や状態を含めた情報を収集・評価し、適切な服薬指導を行う。指導記録を作成する。</u>
2	患者から薬物治療に係る基本的な情報（症状、既往歴、アレルギー歴、薬歴、副作用歴、生活状況等）を正確に収集する。	患者から薬物治療に係る基本的な情報（症状、既往歴、アレルギー歴、薬歴、副作用歴、生活状況等）を正確に収集し、記録する。 <u>処方された医薬品について用法用量、薬効、副作用、使用上の注意事項などの基本的な情報を提供し、記録する。</u>
1	患者から薬物治療に係る基本的な情報（症状、既往歴、アレルギー歴、薬歴、副作用歴、生活状況等）を収集はするが <u>正確ではない。あるいは不十分である。</u>	患者から薬物治療に係る基本的な情報（症状、既往歴、アレルギー歴、薬歴、副作用歴、生活状況等）を収集する。 <u>処方された医薬品について用法用量、薬効、副作用、使用上の注意事項などの基本的な情報を提供する。</u>
解説		全体：患者に対する対応は、投薬窓口に限らず、病棟、外来等での業務全てを含む。 レベル3：ここに示す患者とは、高齢者、妊婦・授乳婦、小児、障害を持った方等様々な条件を持つ患者も含み、その病態や状況に適切に対応できる事を示す。

(2) 【⑤医薬品の供給と管理】

	現行	改定後（平成 30 年 2 月 10 日～）
観点	医薬品の供給と管理	医薬品の供給と管理
アウトカム	適正な医薬品の供給と管理を実践する。	適正な医薬品の供給と管理を実践する。
4	—	<u>採用および採用取り消し、季節性、曜日、使用頻度、不良在庫の回避、ロット管理等を考慮に入れた適切な医薬品の管理を行う。</u>
3	<u>発注や補充、棚卸等の業務の中で適切な在庫管理を行う。</u> <u>※適切な在庫管理とは、採用および採用取り消し、季節性、曜日、使用頻度、不良在庫の回避、ロット管理等を考慮に入れた管理を指す。</u>	<u>法的に取扱い上の規制を受けている医薬品（劇薬・毒薬・麻薬・向精神薬および覚醒剤原料、特定生物由来製品、放射性医薬品、院内製剤、漢方製剤など）の管理（発注、供給、補充、保管、廃棄、記録など）を適切に実践する。</u>
2	<u>法的に取扱い上の規制を受けている医薬品（劇薬・毒薬・麻薬・向精神薬および覚醒剤原料、特定生物由来製品、放射性医薬品、院内製剤、薬局製剤、漢方製剤など）の管理（発注、供給、補充、保管など）を適切に実践する。</u>	<u>医薬品の保管条件や有効期限を考慮した供給管理をする。</u>
1	<u>取り扱う医薬品の種類を把握し、取扱いに注意を把握し、発注や補充を行う。</u>	<u>調剤棚や病棟にある医薬品の不足分の補充を適切に行う。</u>
解説		医薬品管理は、業務の性質上学生が一人で行うことは難しいため、実習形態として、指導薬剤師が学生と一緒に実施することで体験型実習としてよい。

(2) 【⑥安全管理】 -1

	現行	改定後（平成 30 年 2 月 10 日～）
観点	安全管理—医療安全	安全管理—医療安全
アウトカム	医療安全の取組みを理解し実践する。	医療安全の取組みを理解し実践する。
4	インシデント、アクシデントなどを分析し、改善案の提案をする。	<u>自施設の</u> インシデント、アクシデントなどを分析し、改善案を提案する。
3	必要に応じて医療安全に関する報告書を作成する。	自分の経験したミスの原因を議論し、対策を実践する。
2	自分の経験した <u>調剤</u> ミスを報告し、 <u>その原因と対策を議論し、実践</u> する。	自分の経験したミスを報告する。 <u>（口頭またはレポートによっておこなう。）</u>
1	医薬品および医薬品以外に関連した安全管理体制、手順書等を確認し、その仕組みを理解する。	医薬品および医薬品以外に関連した安全管理体制、手順書等を確認し、その仕組みを理解する。
解説		レベル1：「手順書」は、「医薬品の安全使用のための業務手順書」に限らず、院内のマニュアル、内規など全般を指す。

(2) 【⑥安全管理】 -2

	現行	改定後（平成 30 年 2 月 10 日～）
観点	安全管理—感染管理	安全管理—感染管理
アウトカム	感染対策を理解し実践する。	感染対策を理解し実践する。
4	感染対策（予防、蔓延防止など）について、問題点を指摘し、具体的な提案をする。	感染対策（予防、蔓延防止など）について、問題点を指摘し、具体的な提案をする。
3	—	—
2	臨床検体・ <u>感染性</u> 廃棄物を適切に取り扱う。	<u>感染予防に配慮し、</u> 臨床検体・ <u>医療廃棄物</u> を適切に取り扱う。
1	<u>自らの体調管理に留意し、自らが感染源とならないよう細心の注意を払うとともに、スタンダードプリコーションを実践する。</u>	<u>実習施設の感染管理の規定を遵守する。</u>
解説		レベル1：スタンダードプリコーションの意味は「感染症の有無にかかわらずすべての患者に適用する疾患非特異的な予防策（アメリカ疾病管理予防センター）」である。従って、自分が遵守することの他に、感染予防を広く行う事をさす。レベル1に求められる内容としては難しすぎるため、この項目からスタンダードプリコーションの言葉を削除した。

(3) 【①患者情報の把握】

	現行	改定後（平成 30 年 2 月 10 日～）
観点	患者情報の把握	患者情報の把握
アウトカム	患者情報の各種媒体を適切に確認・把握し、必要に応じて患者アセスメントを実施し、薬物治療に活かす。	患者情報の各種媒体を適切に確認・把握し、必要に応じて患者アセスメントを実施し、薬物治療に活かす。
4	<u>個々の患者の環境、状態、必要性に応じて、薬物治療の評価に必要な情報を判断し、収集・整理することで、患者の状況を適切に把握し、薬物治療に活かす。患者アセスメントを実施し、得られた結果を正しく評価する。</u>	薬物治療の評価に必要な情報を判断し、収集・整理することで、患者の状況を適切に把握し、薬物治療に活かす。
3	<u>他職種と情報共有の機会(回診、各種カンファレンスなど)に積極的に参加し、不足している患者情報を補う。</u>	<u>患者対応、他の医療従事者及び各種媒体から患者情報を収集し、評価する。</u>
2	患者対応及び患者情報の各種媒体（診療録、薬歴・指導記録、看護記録、検査値、お薬手帳など）から <u>薬物治療に必要な</u> 情報を収集し、 <u>評価</u> する。 ※患者対応とは、④患者対応における患者からの情報収集に基づく情報	患者対応及び患者情報の各種媒体（診療録、薬歴・指導記録、看護記録、検査値、お薬手帳など）から情報を収集する。 ※患者対応とは、④患者対応における患者からの情報収集に基づく情報
1	<u>患者対応及び</u> 患者情報の各種媒体（診療録、薬歴・指導記録、看護記録、検査値、お薬手帳など）から薬物治療に必要な情報源にアクセスする。	患者情報の各種媒体（診療録、薬歴・指導記録、看護記録、検査値、お薬手帳など）から薬物治療に必要な情報源にアクセスする。

(3) 【②医薬品情報の収集と活用】

	現行	改定後（平成30年2月10日～）
観点	医薬品情報の収集と評価・活用	医薬品情報の収集と評価・活用
アウトカム	薬物療法の評価に必要な情報について、最も適切な情報ソースを効果的に使用し、情報を収集すると共に、得た情報及び情報ソースを批判的に評価し、効果的に使用する。	薬物療法の評価に必要な情報について、最も適切な情報ソースを効果的に使用し、情報を収集すると共に、得た情報及び情報ソースを批判的に評価し、効果的に使用する。
4	<u>文献調査も</u> 含めた情報を <u>量的、質的に</u> 適切に評価し、目的に合わせて加工し、提供する。患者啓発や医療の質向上に寄与する情報を主体的に作成する。	<u>一次資料</u> を含めた情報を適切に評価し、目的に合わせて加工し、提供する。患者啓発や医療の質向上に寄与する情報を主体的に作成する。
3	調査の目的を明確にし、基本的な情報源に加え、複数の情報源を利用して調査を実践する。得た情報の評価を常に行い、情報を必要とする相手のニーズを踏まえて、患者や医療スタッフに提供する。	調査の目的を明確にし、基本的な情報源に加え、複数の情報源を利用して調査を実践する。得た情報の評価を常に行い、情報を必要とする相手のニーズを踏まえて、患者や医療スタッフに提供する。
2	薬物療法の評価に必要な基本的な情報源である医薬品添付文書、インタビューフォームに加え、診療ガイドラインなどを確認し、情報収集し、取捨選択する。	薬物療法の評価に必要な基本的な情報源である医薬品添付文書、インタビューフォームに加え、診療ガイドラインなどを確認し、情報収集し、取捨選択する。
1	薬物療法の評価に必要な基本的な情報源である医薬品添付文書、インタビューフォームを確認し、情報収集する。	薬物療法の評価に必要な基本的な情報源である医薬品添付文書、インタビューフォームを確認し、情報収集する。

(3) 【③処方設計と薬物療法の実践（処方設計と提案）】

	現行	改定後（平成30年2月10日～）
観点	薬物療法の問題点の識別と処方設計及び問題解決	薬物療法の問題点の識別と処方設計及び問題解決
アウトカム	患者の薬物療法の問題点の評価に基づき問題解決を実践し、個別最適化する。 ※薬物療法の問題点の評価は、①患者情報の把握及び②医薬品情報の収集活用に基づく	患者の薬物療法の問題点の評価に基づき問題解決を実践し、個別最適化する。 ※薬物療法の問題点の評価は、①患者情報の把握及び②医薬品情報の収集活用に基づく
4	論理的で実行可能な解決策を明示し、薬物療法の個別最適化を実践する。 <u>提案により実施した薬物療法の結果を評価する。</u>	論理的で実行可能な解決策を明示し、薬物療法の個別最適化を実践する。
3	<u>基本的な問題点について、現状評価を行い、基本に沿った処方設計を行う。</u>	<u>薬剤師の提案により実施した薬物療法の結果を評価する。</u>
2	<u>薬物療法の有効性、アドヒアランスや腎機能低下時の投与量などの基本的な問題点を抽出する。</u>	<u>薬物療法上の問題点について現状評価を行い、処方設計を行う。</u>
1	基本的な薬物療法の問題点を指摘できない。	<u>薬物療法の有効性、アドヒアランスや腎機能低下時の投与量などの基本的な問題点を抽出する。</u>
解説		レベル1：患者の問題点を抽出するツールとして、カルテ等からの患者情報、患者面談、持参薬調査の結果等も活用する。

(3) 【④処方設計と薬物療法の実践（薬物療法における効果と副作用の評価）】

	現行	改定後（平成30年2月10日～）
観点	有効性モニタリングと副作用モニタリング	有効性モニタリングと副作用モニタリング
アウトカム	薬物療法の経過の観察や結果の確認を実践する。	薬物療法の経過の観察や結果の確認を実践する。
4	薬物治療に関する経過モニタリングを <u>基に</u> 患者の状況を総合的に判断して、処方設計や問題解決につなげる。	薬物治療に関する経過をモニタリング <u>し</u> 、患者の状況を総合的に判断して、処方設計や問題解決につなげる。
3	評価した患者の状態に応じ、処方設計や問題解決につなげる。副作用を確認した場合は、 <u>副作用軽減化の</u> 対策を検討する。	評価した患者の状態に応じ、処方設計や問題解決につなげる。 <u>有効性が不十分な場合や、</u> 副作用を確認した場合には、対策を検討する。
2	患者の状態をモニタリングするためのツールとして、臨床検査値の継続的なモニタリングを実践し、患者の状態を評価する。 <u>評価結果は</u> 、適切に <u>カルテや薬歴などに</u> 記録する。	<u>患者との面談や臨床検査値等</u> の継続的なモニタリングを実践し、患者の状態を <u>適切に</u> 評価し、 <u>その結果を</u> 適切に記録する。
1	薬物療法の有効性、安全性及び副作用を評価する指標を <u>判断</u> する。	薬物療法の有効性、安全性及び副作用を評価する指標を <u>選択</u> する。
解説		レベル1：指標は、カルテ記載事項や臨床検査値等を指す。